

平成 25 年 9 月 2 日  
都 市 整 備 局

## 復興推進計画（公営住宅関連）の申請について

### 1. 概要

宮城県より協議を受けている以下の内容の復興推進計画について、別紙「復興推進計画（案）」に同意し、共同で申請を行う。

### 2. 申請内容の概要

#### ① 入居資格要件の期間の延長

現行の災害時特例規定（被災市街地復興特別措置法第 21 条）で災害発生から 3 年（平成 26 年 3 月 11 日まで）とされている入居者資格要件（収入基準等の緩和）を復興推進計画に記載した期間（平成 33 年 3 月 11 日）まで延長するもの（東日本大震災復興特別区域法第 20 条）。

#### ② 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

公営住宅入居者等への譲渡処分は耐用年限の 1/4 を経過した後に行うことができる（公営住宅法第 44 条第 1 項）と規定されているが、それを 1/6 に期間を短縮するもの。また、譲渡対価は「公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良に充てなければならない」と規定（公営住宅法第 44 条第 2 項）されているが、それに加え、「地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施に要する費用に充てる」と要件を緩和するもの。（東日本大震災復興特別区域法第 21 条）

### 3. 申請の理由

東日本大震災による被災者の公営住宅への入居については、被災市街地復興特別措置法により、入居収入基準の緩和が行われている。この特別措置法による緩和措置期間は発災から 3 年間とされており、それ以降も入居収入基準の緩和を行う必要があるため、平成 26 年 3 月 11 日までに、特区法に基づく復興推進計画を策定し、承認を得る必要がある。

### 4. 申請主体

宮城県及び県内全 35 市町村による共同申請

### 5. 復興推進計画（案）

別紙参照

### 6. スケジュール

平成 25 年 9 月中	各市町村との申請内容に関する調整
平成 25 年 10 月上旬	宮城復興局へ復興推進計画の申請
平成 26 年 3 月まで	当該復興推進計画の承認